| | |
|---|---|
| | ad　令和３年に内閣府が公表した平成28年度から平成30年度までの各年度の県民経済計算における一人当たり県民所得の合計額を３で除して得た数（整数未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）<br>［略］ |
| 市町村 | 算式<br>（0.15×F＋0.15×G＋0.1×H＋0.1×I＋0.1×J＋0.1×K＋0.1×L＋0.1×M＋0.1×N）×β×0.370<br>0.15×F、0.15×G、0.1×H、0.1×I、0.1×J、0.1×K、0.1×L、0.1×M及び0.1×Nに小数点以下３位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。<br>算式の符号<br>F　次の算式Ⅰによつて算定した数（当該数に小数点以下３位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入し、当該数が３を超える場合には３とし、１に満たないときは１とする。）<br>算式Ⅰ<br>F＝48.31×｛（j－i）／i｝×（1／10）＋2.20<br>｛（j－i）／i｝×（1／10）に小数点以下４位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。<br>［略］<br>G　次の算式Ⅱによつて算定した数（当該数に小数点以下３位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入し、当該数が３を超える場合には３とし、１に満たないときは１とする。）<br>算式Ⅱ<br>G＝20.83×｛（l－k）／k｝×（1／7）＋1.22<br>｛（l－k）／k｝×（1／7）に小数点以下４位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。<br>算式Ⅱの符号<br>［略］<br>l　工業統計調査規則によつて公表された平成29年から令和元年までにおける製造品出荷額の合計額を３で除して得た数（小数点以下３位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）<br>［略］<br>I　次の算式Ⅳによつて算定した数（当該数が３を超える場合は３とする。）<br>算式Ⅳ<br>I＝｛253.16×（p－o）×（1／10）－0.09｝＋（15.85×p－ |

| | |
|---|---|
| | ad　令和２年に内閣府が公表した平成27年度から平成29年度までの各年度の県民経済計算における一人当たり県民所得の合計額を３で除して得た数（整数未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）<br>［同左］ |
| 市町村 | 算式<br>（0.15×F＋0.15×G＋0.1×H＋0.1×I＋0.1×J＋0.1×K＋0.1×L＋0.1×M＋0.1×N）×β×0.323<br>0.15×F、0.15×G、0.1×H、0.1×I、0.1×J、0.1×K、0.1×L、0.1×M及び0.1×Nに小数点以下３位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。<br>算式の符号<br>F　次の算式Ⅰによつて算定した数（当該数に小数点以下３位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入し、当該数が３を超える場合には３とし、１に満たないときは１とする。）<br>算式Ⅰ<br>F＝44.15×｛（j－i）／i｝×（1／10）＋2.21<br>｛（j－i）／i｝×（1／10）に小数点以下４位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。<br>［同左］<br>G　次の算式Ⅱによつて算定した数（当該数に小数点以下３位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入し、当該数が３を超える場合には３とし、１に満たないときは１とする。）<br>算式Ⅱ<br>G＝19.05×｛（l－k）／k｝×（1／6）＋1.34<br>｛（l－k）／k｝×（1／6）に小数点以下４位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。<br>算式Ⅱの符号<br>［同左］<br>l　工業統計調査規則によつて公表された平成28年から平成30年までにおける製造品出荷額の合計額を３で除して得た数（小数点以下３位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）<br>［同左］<br>I　次の算式Ⅳによつて算定した数（当該数が３を超える場合は３とする。）<br>算式Ⅳ<br>I＝｛133.33×（p－o）×（1／5）＋1.48｝＋（15.50×p－9.52 |